

逗子市都市公園条例の一部改正（郷土資料館の廃止）について

1 改正の理由

逗子市郷土資料館（桜山8丁目、逗子市蘆花記念公園内）は、大正元年（1912年）に建築されたと伝えられ一時徳川宗家16代家達氏の別邸としても使用された建物を活用し、市制施行30周年を記念して昭和59年に設置した公園施設です。しかし、元来居宅として建てられているため文化財資料等の収蔵展示に必ずしも適切な構造ではなく、施設の充実に乏しく、資料の適切な維持管理にも支障を来していました。また、財政対策プログラムにより平成30年度から休場し2年を経過しようとしているところです。これらの状況を踏まえ、この建物の郷土資料館としての役割は一定程度果たしたものと考え、令和2年3月末にその利用を廃止するため、設置について規定している逗子市都市公園条例の一部改正を行うものです。

2 改正の概要

郷土資料館にかかる条文等の修正

(1) 有料の公園施設

①第6条第2項（下線部削除）

有料の公園施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、郷土資料館を使用しようとする者については、教育委員会の許可を受けなければならない。

②第6条第3項（全文削除）

有料の公園施設の使用料のうち郷土資料館の使用料については、第15条及び第16条の規定中「市長」とあるのは「教育委員会」と読み替えるものとする。

③別表第3（第6条関係）（項目削除）

都市公園の名称	有料の公園施設の種類	休場日	開場時間
蘆花記念公園	郷土資料館	(1) 月曜日。この日が休日に当たるときは、その翌日以後の最初の平日 (2) 12月28日から翌年1月3日まで	午前9時から午後4時まで

(2) 使用料

別表第 5 (第 13 条関係)

5 有料公園施設の使用料 (項目削除)

公園名	施設の種類	単位	金額	備考
蘆花記念公園	郷土資料館	1 回	大人 100円	
			小人(小・中学生) 50円	

(3) 指定管理者による管理

第19条 (下線部削除)

市長は、有料の公園施設(郷土資料館を除く。以下同じ。)の管理を効果的に達成するために必要があると認めたときは、その管理を地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であって市が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

3 関係規則等

(1) 一部修正

都市公園条例施行規則

逗子市事務分掌に関する規則

逗子市事務決裁規程

事務の委任及び補助執行について

逗子市都市公園有料公園施設指定管理者候補選定委員会規則

逗子市教育委員会事務分掌規則

逗子市教育員会事務決裁規程

(2) 廃止

逗子市郷土資料館規則